株式会社 SJI

証券コード：2315

第26期 定時株主総会 招集ご通知

目 次

第26期定時株主総会招集ご通知‥‥‥ 1
事業報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2
連結計算書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17
計算書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 20
株主総会参考書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 38

開催日時

平成27年６月29日（月曜日）午前10時

開催場所

東京都品川区東品川四丁目12番8号
品川シーサイドイーストタワー　12階
本社　SJホール

決議事項

第1号議案 第26期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 LianDi Clean Technology Inc.株式譲渡契約の承認の件
第4号議案 第三者割当による募集株式発行の件
第5号議案 第三者割当による新株予約権を発行する件
第6号議案 取締役7名選任の件
第7号議案 監査役2名選任の件
第8号議案 会計監査人選任の件

(証券コード　2315)
平成27年６月12日

株　主　各　位

東京都品川区東品川四丁目12番８号
株式会社　　Ｓ　　Ｊ　　Ｉ
代表取締役社長　劉　　天　　泉

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月29日（月曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

2. 場　　所　東京都品川区東品川四丁目12番８号
品川シーサイドイーストタワー　12階
株式会社ＳＪＩ　本社ＳＪホール

3. 株主総会の目的である事項

報告事項
1. 第26期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　第26期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　LianDi Clean Technology Inc.株式譲渡契約の承認の件
第４号議案　第三者割当による募集株式発行の件
第５号議案　第三者割当による新株予約権を発行する件
第６号議案　取締役７名選任の件
第７号議案　監査役２名選任の件
第８号議案　会計監査人選任の件

以　上

（お 願 い）　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
（お知らせ）　本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載致します。
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事業報告（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

(a) 当連結会計年度の経営環境

当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）におけるわが国経済は、消費税率引上げによる影響があったものの緩やかな回復基調が続きました。また、企業収益に改善の動きが見られる中、情報システム投資は堅調に推移いたしました。

当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、銀行・証券を中心とした金融機関においてIT投資への意欲が顕著となりました。

他方、当社が事業を展開する中国経済は、2014年の中国の実質GDP成長率は前年比7.4％と、2012年、2013年の同7.7％から減速しております。四半期ごとのGDPでも、2015年1～3月期の実質GDP成長率は、前年同期比7.0％増と、６年ぶりの低い伸びとなりました。多くの都市で住宅価格の下落が続き、不動産向けの投資や生産が伸び悩んでいることなどによるもので、中国経済の減速傾向が鮮明になってきており、２四半期連続で成長ペースが減速しております。

当社グループが営む石油化学エンジニアリングサービス事業においても、原油安や中国での政権交代ならびに新政権による反腐敗運動の影響により、中国の国有石油大手企業が大幅減益になるなど、先行きが不透明な状況となっております。

(b) 事業の経過

当期は以下のような戦略に重点を置いて経営にあたりました。

ア．日本

a. 主要顧客のコアプロジェクトに注力した提案および営業体制の強化
b. 当社が選定したコアプロジェクトおよび本年度重点プロジェクトにおけるステアリングコミッティ（運営委員会）の強化
c. 組織権限の委譲による組織内課題の迅速な発見と対応のスピードアップ
d. 経営の効率化と主力事業への経営資源の集中を図るため、医療情報システムを提供する「株式会社ＳＪメディカル」の全株式を譲渡

イ．中国

〈海外子会社における戦略〉

a. システム開発事業の中国における人件費の上昇に対応するため、拠点展開を都市部から地方へ移行
b. 為替の影響を受けにくい中国国内向け開発案件の獲得に注力

〈グループとしての戦略〉

a. 財務体質改善の一環として、子会社株式（持分）を譲渡
・中訊軟件集団股份有限公司（SinoCom）株式譲渡（平成27年４月21日に譲渡完了となりました。）
・聯迪恒星(南京)信息系統有限公司（ＬＤＮＳ)持分譲渡(平成27年４月21日に譲渡完了となりました。）
・LianDi Clean Technology Inc.(ＬＮＤＴ)株式譲渡(平成27年６月29日に譲渡予定となります。）

(c) 事業の成果

当社グループは、日本および中国において事業を展開しており、セグメント別の業績概況は、次のとおりであります。

日　　本

国内では、証券業界をはじめとする金融機関向けの開発案件が受注・売上ともに好調でありました。また、今期は大型プロジェクトが業績を牽引いたしましたが、医療情報システム部門を譲渡したことにより、売上高は減少いたしました。

利益面では主に、経費削減および堅実なプロジェクト運営により売上総利益は計画を上まわったものの、医療情報システム部門の譲渡の影響等や過去の有価証券報告書等の訂正に係る費用等が発生しており、前年同期に比べ営業利益は大幅減益となりました。

以上により、売上高は8,381百万円（前連結会計年度比14.8%減）、セグメント損失（営業損失）は18百万円（前連結会計年度　営業利益　68百万円）となりました。

中　　国

海外事業のうちシステム開発事業は、主要事業である日本企業からの金融業顧客向け開発案件が好調であることから売上は堅調に推移いたしました。

石油化学エンジニアリングサービス事業は、中国での政権交代ならびに新政権による反腐敗運動の影響が、当社グループ会社であるLianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）の主要顧客である取引先企業において経営陣の入替えを招くなど経営の不安定要因となると共に、原油価格の低迷の影響から設備投資が抑制されること等により、主要顧客からの受注は低調となりました。

以上により、売上高は23,078百万円（前連結会計年度比37.1％増）、営業利益は325百万円（前連結会計年度　営業損失　902百万円）となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、30,340百万円（前連結会計年度比15.5％増）となり、営業利益は337百万円（前連結会計年度　営業損失　805百万円）となりました。

経常利益においては、恒星信息（香港）有限公司およびSJ Asia Pacific Limitedの当社からの円建借入金が円安により米ドル換算で目減りしたため、1,680百万円の為替差益が発生しました。営業外費用として、支払利息を793百万円、貸倒引当金繰入額を715百万円計上したこと等により、経常利益として253百万円（前連結会計年度　経常損失1,722百万円）となりました。

当期純利益は、特別利益として、子会社である株式会社ＳＪメディカルの売却による関係会社株式売却益335百万円、SinoComの第三者割当増資に伴う当社の持分変動益として589百万円を計上することにより、特別利益の合計は962百万円を計上しました。特別損失としては、当社連結子会社であるＬＮＤＴが保有するソフトウェア資産について減損処理により3,998百万円の減損損失、関係会社株式売却損1,210百万円を計上し、特別損失の合計は5,955百万円となりました。これらにより、当期純損失は2,857百万円（前連結会計年度　当期純損失6,714百万円）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、経営基盤の安定化を最優先にすべきと判断し、誠に遺憾ながら、期末配当を見送らせて頂くことといたしました。当社としましては可能な限り早期に株主の皆様に復配できるよう努めてまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は201百万円で、その主なものは、海外子会社の事務所移転による設備、石油化学エンジニアリングサービス業務で使用する設備及びシステム開発業務に使用するコンピュータ関連設備であります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

株式会社ＳＪメディカル株式の譲渡について
平成26年８月１日　株式会社ノーザに譲渡（所有割合 100%から0%）

中訊軟件集団股份有限公司 (SinoCom)株式の譲渡について
平成26年12月18日　Power View Group Limitedに譲渡(所有割合 48.39%から25.59%)
平成27年２月27日　薛氏に譲渡（所有割合 25.59%から21.79%）
平成27年４月21日　BENEFIT POWER INC.およびSUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDに譲渡（所有割合　　21.79%から0.05%）

聯迪恒星（南京）信息系統有限公司（ＬＤＮＳ）持分の譲渡について
平成27年４月21日　沈 栄明（ＬＤＮＳの董事および総経理）および従業員で構成する南京徳富瑞管理咨詢有限公司」によるマネジメント・バイ・アウトの方式により一部譲渡(所有割合　89.30%から5.00%)

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社連結子会社であるSinoComによる、Heroic Coronet Limited株式の取得について
平成26年12月15日　Prime Castle Holdings LimitedよりHeroic Coronet Limitedの株式を取得（所有割合 0%から100%）

(8) 対処すべき課題

当社は、平成27年１月30日付「第三者委員会の調査結果および当社独自の調査結果をふまえた過年度業績への予想される影響額に関するお知らせ」および平成27年２月６日「有価証券報告書の訂正報告書の提出ならびに過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、第22期からから第25期までの４件の有価証券報告書、第22期第２四半期から第26期第２四半期までの13件の四半期報告書および２件の有価証券届出書の訂正を行いました。また、平成27年１月30日付「第三者調査委員会の調査報告に係る再発防止策について」のとおり、第三者調査委員会の調査結果を真摯に受け止めるとともに、再発防止のための提言に基づき、コンプライアンス分野に精通した外部専門家から構成される社外委員会を設置しその助言を受けながら鋭意改善に取り組んでおります。

① 不適切な取引の発生防止に向けた取引チェック機能の充実・強化
② 公印（会社実印）の適正な管理体制の構築
③ 子会社及び関連会社の管理体制の充実・強化

④ 最高財務責任者（ＣＦＯ）の任命及び財務経理の機能強化
⑤ 会計上の見積りの客観的な実施過程の確保
⑥ 経営トップの関与などによる内部統制システムの無効化の排除
⑦ 取締役会の監視・牽制機能の改善・強化
⑧ 全社的コンプライアンス意識の向上

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項目＼期別	第 23 期 (平成24年３月期)	第 24 期 (平成25年３月期)	第 25 期 (平成26年３月期)	第 26 期 (平成27年３月期)
売上高	20,790,359	29,305,869	26,276,341	30,340,499
経常利益又は経常損失（△）	1,792,172	1,876,861	△1,722,637	253,129
当期純損失（△）	△582,113	△959,775	△6,714,069	△2,857,576
１株当たり当期純損失（△）	△759円34銭	△11円62銭	△81円30銭	△34円60銭
総資産	29,436,232	45,103,049	39,360,759	30,130,885
純資産	16,518,120	20,419,539	14,301,029	7,484,228
１株当たり純資産	13,655円18銭	129円26銭	56円19銭	31円25銭

(注) 1. １株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 平成25年10月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(10) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社18社、持分法適用関連会社25社、持分法非適用関連会社１社から構成されており、日本と中国において、システム開発事業とソフトウェア製品事業からなる「情報サービス」事業および「石油化学エンジニアリングサービス」事業を展開しております。なお、各事業の内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	内容
情報サービス	1. システム開発事業 （システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート） 2. ソフトウェア製品事業 （ソフトウェアパッケージ製品の販売及びメンテナンス・サポート）
石油化学エンジニアリングサービス	1. 石油関連事業 （石油業界向けに、各種機器・設備の販売、制御ソフトの提供、石油タンク・クリーニングサービスの提供、石油化学製品の製造・販売）

(a) 情報サービス事業

当社グループでは、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業を主力事業としております。

① システム開発事業

当社グループは、多くの大手ＳＩｅｒからコアパートナーの認定を受け、金融業（銀行・生損保・証券等）、情報通信業、製造業、流通業等における大型のシステム開発を大手ＳＩｅｒを通して受注しており、当社、SinoComおよびＬＤＮＳを開発拠点として当社が手掛けるオフショア開発は、日本と中国での分散システム開発体制の下で事業を展開しております。

当社グループの開発するシステムには、製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム、金融機関向けにインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト、通信業者向けにネットワーク監視システム、システムダウンが許されない大規模かつ高速性が要求される情報処理システム等があります。

なお、既開示のとおり当社は早期財務体質改善の観点からSinoCom、およびＬＤＮＳの株式（持分）を譲渡いたしました。今後は、当社が国内で受注したソフトウェア開発業務の一部を中国のビジネスパートナーの会社と連携して開発する事業モデル（間接オフショア開発）へ注力してまいります。

② ソフトウェア製品事業

当社グループは、日本および中国国内の法人顧客に対し、ソフトウェアパッケージ製品の販売を行っております。

現在展開している主な製品は、特定業務分野向けとして、電子カルテシステムや人工透析システムがあります。一般向けソフトウェアとしては、スケジュール管理などの機能を持つグループソフトウェアがあります。

(b) 石油化学エンジニアリングサービス事業

石油化学エンジニアリングサービス事業は、中国の大手エネルギーグループを中心とした石油業界向けに、各種機器・設備の販売、制御ソフトの提供、石油タンク・クリーニングサービスの提供、石油化学製品の製造・販売等を行っております。

なお、当社は平成27年５月22日開催の取締役会において、定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件として、当該事業を行っている、LianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の全株式の譲渡を決議しております。

（11）主要な拠点等（平成27年３月31日現在）

① 当社

本社（東京都品川区）

② 子会社

国内拠点

株式会社リーディングソフト	（東京都品川区）

主な海外拠点

聯迪恒星（南京）信息系統有限公司	（中国南京市）
LianDi Clean Technology Inc.	（中国北京市）

（12）従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,444名	△1,840名

（注）1. 従業員数はグループ外への出向者を除き、取締役及び監査役は含まれておりません。
2. 従業員数が当連結会計年度に1,840名減少しておりますが、これは中国子会社中訊軟件集団股份有限公司株式譲渡に伴う連結対象から外れたこと及び、株式会社ＳＪメディカル株式譲渡に伴うものであります。

(13) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
聯迪恒星（南京）信息系統有限公司	2,800千USD	(89.3%)	情報サービス事業
LianDi Clean Technology Inc.	36千USD	(54.6%)	石油化学エンジニアリングサービス事業

（注） 議決権比率欄の（ ）内の数字は、間接所有割合を含めた議決権比率であります。

(14) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社みずほ銀行	2,919,953
株式会社リサ・パートナーズ	1,500,000
株式会社三井住友銀行	920,000
株式会社りそな銀行	822,828

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、過年度において連続して当期純損失を計上しております。また、金融機関からの借入債務につきまして、返済計画全般の見直し調整を引続き行っており、社債につきましても満期償還日が平成27年６月30日となっております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消または改善に努めてまいります。

収益性の改善策としましては、継続的に販売管理費の圧縮による経費削減を進めてまいります。また、海外資産の売却および増資で調達する資金により有利子負債を圧縮することで財務体質の改善を進めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　331,119,600株

(2) 発行済株式の総数　82,779,900株（自己株式192,900株を含む）

(3) 株主数　12,778名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ノーザ	7,788,300	9.43
株式会社ＳＲＡホールディングス	5,050,000	6.11
株式会社ＳＲＡ	5,000,000	6.05
ＥＰＳホールディングス株式会社	3,287,900	3.98
日本証券金融株式会社	2,631,100	3.19
株式会社ＳＢＩ証券	2,480,300	3.00
カブドットコム証券株式会社	1,651,400	2.00
李　堅	1,190,000	1.44
楽天証券株式会社	1,027,300	1.24
ＣＬＥＡＲＳＴＲＥＡＭ　ＢＡＮＫＩＮＧ　Ｓ．Ａ	961,300	1.16

（注）　持株比率については、自己株式（192,900株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事実はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成24年11月27日
新株予約権の総数	25個
社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額:金2,500百万円（額面100円につき金100円）
当該発行による潜在株式数	20,833,300株
行使価額（又は転換価額）	1株当たり120円
行使期間	平成24年12月15日から平成27年６月29日

(注) 1.本取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）は、第三者割当により全ての本新株予約権社債を株式会社ＳＲＡに割当てております。
2.本新株予約権付社債の払込は、株式会社ＳＲＡの当社に対する貸付金の返済請求権と相殺になりますので、新株予約権付社債の発行による手取金はありません。
3.本新株予約権付社債の行使期間につき、平成26年12月15日開催の取締役会において平成26年12月14日を平成27年３月15日に、平成27年３月16日開催の当社取締役会において平成27年4月28日に、平成27年4月28日開催の当社取締役会において再延長し、平成27年５月28日に、平成27年５月28日開催の当社取締役会において平成27年６月29日に再々延長を行なうことを決議し、本社債権者である株式会社ＳＲＡとの間で合意に至っております。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

役　名	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石 濱 人 樹	業務全般　管掌、内部監査室、経営企画本部、財務経理本部　担当
代 表 取 締 役	北 村 克 己	コンプライアンス等　担当
代表取締役副社長	劉　　天 泉	国内事業　管掌、事業統轄本部、管理本部　担当
取 締 役 副 会 長	琴 井 啓 文	社長室　担当
取　締　役	李　　堅	
常 勤 監 査 役	岡 田 俊 夫	
監　査　役	福 地 誠 司	
監　査　役	宮 森 信 英	

（注）1. 監査役のうち岡田俊夫氏、福地誠司氏、宮森信英氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、岡田俊夫氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード）が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役福地誠司氏及び宮森信英氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退　任　日
取 締 役 相 談 役	辻 川 幸 二		平成26年６月27日
取　締　役	大 槻 二 郎	経営企画本部、財務経理本部担当	平成26年６月27日
取　締　役	冨 田 貢 世	特命事項担当	平成26年６月27日
取　締　役	鹿 島　　亨	株式会社ＳＲＡホールディングス 代表取締役社長 株式会社ＳＲＡ 代表取締役社長	平成26年６月27日
取　締　役	吉 村　　茂	株式会社ＳＲＡホールディングス 監査室室長	平成26年６月27日
取　締　役	辛　　昕	神州数碼信息服務股份有限公司（DCITS）ＣＦＯ兼董事会秘書役	平成26年６月27日
取　締　役	唐　　駿		平成26年12月25日
監　査　役	宮 田 誠 一		平成26年６月27日

（注）1. 取締役相談役辻川幸二氏、取締役大槻二郎氏、冨田貢世氏、鹿島亨氏、吉村茂氏、辛昕氏は、任期満了による退任であります。
2. 取締役唐駿氏及び監査役宮田誠一氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役 (うち社外取締役)	8名 (0名)	103百万円 (0百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	20百万円 (17百万円)
合　　計	12名	123百万円

(注)　期末現在の人員数は取締役5名、監査役3名(内社外監査役3名) であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成26年6月27日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名及び辞任した監査役1名並びに平成26年12月25日辞任の取締役1名合計8名を含んでいることによるものであります。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②　当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会等への出席状況及び発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	唐　　駿	就任後、平成26年12月25日に辞任するまでに開催された取締役会には26回中1回の参加でしたが、中国企業の経営者として培った豊富な経験、見地から、適宜発言又はアドバイスを頂戴しておりました。
取　締　役	北　村　克　己	就任後開催の取締役会には、37回中36回に出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監　査　役	岡　田　俊　夫	就任後開催の取締役会には、37回中36回、また、監査役会には、11回中11回に出席し、長きにわたり金融機関に在籍し、培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監　査　役	福　地　誠　司	当事業年度に開催された取締役会には、46回中34回、また、監査役会には、11回中10回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
監　査　役	宮　森　信　英	当事業年度に開催された取締役会には、46回中34回、また、監査役会には、11回中10回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

(注)　1.北村克己氏は平成26年10月16日付で当社代表取締役に就任しております。
2.上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

ロ．社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

ハ．当社の不正または不当な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、当社定款において会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がない場合においては、金300万円と会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を損害賠償の限度とする、責任限定契約を締結しております。

⑤　当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

⑥　①～⑤の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

5.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人	平成26年４月1日から平成26年６月30日まで	会計監査人
赤坂・海生公認会計士共同事務所	平成26年７月1日から平成27年３月31日まで	一時監査人

(注)　当社の会計監査人でありました清和監査法人の辞任に伴い、平成26年11月21日開催の監査役会において一時会計監査人として、公認会計士赤坂事務所及び公認会計士海生裕明事務所の選任を決議しました。なお、公認会計士赤坂事務所及び公認会計士海生裕明事務所は平成27年３月23日付で共同で事務所を設立し、赤坂・海生公認会計士共同事務所に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）		
	清和監査法人	赤坂・海生公認会計士共同事務所	合計
当事業年度に係る報酬等の額	16	98	114
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16	98	114

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計値を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。
3. 上記には当社の過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬等60百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会へ提案します。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分
金融庁が平成26年７月８日付で発表した懲戒処分の内容の概要
①処分対象
清和監査法人
②処分内容
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・１年間の業務の一部停止命令(契約の新規の締結に関する業務停止)
(平成26年７月10日から平成27年７月９日まで)

③処分理由

業務管理体制等の整備不備が不十分であったため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である赤坂・海生公認会計士共同事務所は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10,000,000円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、コンプライアンス規範を制定し、指針としております。又、当社コンプライアンス委員会において、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてＳＪＩヘルプラインを設置・運営しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

法令および文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、適切に管理し、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

当社はコーポレートリスク評価規程に基づき、経営企画部門が定期的なリスクの評価を実施し、経営会議で対応策の策定を実施しております。経営会議では全社的にはリスクを評価し対応策を策定しております。社長は、リスク評価の結果を踏まえ、適切な管理者あるいはグループ経営者等に対し必要な内部統制の整備を指示しており、リスク評価の結果と対応等を取締役会に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、執行担当取締役はその目標達成のために各担当の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、これを取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことで全社的に業務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループにおける業務の適正を確保するため取締役及び監査役の子会社への派遣、業務遂行のための子会社との日常的な情報の共有、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を実施しております。

⑥　財務報告に係る内部統制の体制

グループにおける財務報告に係る内部統制については、法令等に基づき、評価、維持、改善等を行うとともに業務の適正化及び効率化を推進しております。内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の状況を監査しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の従業員及び財務経理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧　取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ＳＪＩヘルプラインにおける通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

(注)　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**22,343,995**	**流動負債**	**20,280,024**
現金及び預金	1,059,312	支払手形及び買掛金	1,167,863
受取手形及び売掛金	19,039,515	短期借入金	4,065,858
商品及び製品	259	１年内償還予定の社債	2,500,000
仕掛品	95,650	１年内返済予定の長期借入金	3,857,941
原材料及び貯蔵品	91,609	リース債務	4,434
前渡金	1,250,799	未払法人税等	2,929,652
繰延税金資産	298,127	賞与引当金	108,025
短期貸付金	1,998,171	その他	5,646,248
未収入金	1,358,106	**固定負債**	**2,366,631**
その他	782,932	長期借入金	1,355,000
貸倒引当金	△3,630,489	リース債務	6,368
固定資産	**7,786,889**	繰延税金負債	960,850
有形固定資産	**170,897**	その他	44,412
建物及び構築物	44,648	**負債合計**	**22,646,656**
機械装置及び運搬具	53,193	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	60,148	**株主資本**	**733,836**
土地	1,139	資本金	3,552,101
リース資産	11,767	資本剰余金	8,395,471
無形固定資産	**2,846,596**	利益剰余金	△11,124,794
のれん	2,762,012	自己株式	△88,942
ソフトウェア	44,475	**その他の包括利益累計額**	**1,846,919**
その他	40,108	その他有価証券評価差額金	2,856
投資その他の資産	**4,769,395**	繰延ヘッジ損益	△1,258
投資有価証券	4,357,007	為替換算調整勘定	1,845,321
出資金	86,550	**少数株主持分**	**4,903,472**
繰延税金資産	13,551	**純資産合計**	**7,484,228**
長期貸付金	1,612,843	**負債及び純資産合計**	**30,130,885**
長期未収入金	2,653,862		
その他	170,422		
貸倒引当金	△4,124,842		
資産合計	**30,130,885**		

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結損益計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		30,340,499
売上原価		25,810,126
売上総利益		**4,530,372**
販売費及び一般管理費		4,192,864
営業利益		**337,508**
営業外収益		
受取利息	100,512	
受取配当金	586	
為替差益	1,680,911	
政府奨励金	145,047	
その他	23,705	1,950,763
営業外費用		
支払利息	793,505	
持分法による投資損失	369,028	
支払手数料	131,939	
貸倒引当金繰入額	715,291	
その他	25,377	2,035,142
経常利益		**253,129**
特別利益		
投資有価証券売却益	19,019	
関係会社株式売却益	335,000	
持分変動利益	589,809	
その他	18,685	962,515
特別損失		
減損損失	3,998,808	
固定資産除却損	4,330	
投資有価証券売却損	9,664	
関係会社株式売却損	1,210,846	
課徴金	214,260	
貸倒引当金繰入額	514,566	
会員権売却損	2,670	5,955,146
税金等調整前当期純損失		**4,739,502**
法人税、住民税及び事業税		337,094
法人税等調整額		△73,095
少数株主損益調整前当期純損失		**5,003,501**
少数株主損失		2,145,925
当期純損失		**2,857,576**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	3,552,101	8,395,471	△6,956,712	△88,942	4,901,918
誤謬の訂正による累積的影響額			△1,341,419		△1,341,419
遡及処理後当期首残高	3,552,101	8,395,471	△8,298,132	△88,942	3,560,498
当期変動額					
連結範囲の変動			30,914		30,914
当期純損失（△）			△2,857,576		△2,857,576
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△2,826,662	―	△2,826,662
当期末残高	3,552,101	8,395,471	△11,124,794	△88,942	733,836

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	9,565	△4,721	1,113,491	1,118,335	9,660,215	15,680,469
誤謬の訂正による累積的影響額			△38,020	△38,020		△1,379,439
遡及処理後当期首残高	9,565	△4,721	1,075,470	1,080,314	9,660,215	14,301,029
当期変動額						
連結範囲の変動						30,914
当期純損失（△）						△2,857,576
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,709	3,463	769,850	766,604	△4,756,743	△3,990,138
当期変動額合計	△6,709	3,463	769,850	766,604	△4,756,743	△6,816,800
当期末残高	2,856	△1,258	1,845,321	1,846,919	4,903,472	7,484,228

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

※　「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

貸借対照表（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**8,253,500**	**流動負債**	**12,345,707**
現金及び預金	415,151	買掛金	1,181,994
売掛金	1,081,842	短期借入金	3,137,589
仕掛品	97,667	１年以内返済予定の社債	2,500,000
前払費用	74,349	１年内返済予定の長期借入金	3,799,441
短期貸付金	9,697,048	リース債務	2,393
未収入金	2,160,354	未払金	1,064,357
繰延税金資産	103,961	未払法人税等	20,479
その他	658,013	未払消費税等	154,999
貸倒引当金	△6,034,887	未払費用	301,646
固定資産	**481,877**	前受金	9,359
有形固定資産	**69,991**	預り金	24,223
建物	44,648	賞与引当金	106,861
工具、器具及び備品	17,748	その他	42,359
土地	1,139	**固定負債**	**1,403,823**
リース資産	6,454	長期借入金	1,355,000
無形固定資産	**52,930**	リース債務	4,410
商標権	556	その他	44,412
ソフトウェア	12,822	**負債合計**	**13,749,530**
その他	39,551	**純資産の部**	
投資その他の資産	**358,955**	**株主資本**	**△5,015,751**
投資有価証券	213,696	**資本金**	**3,552,101**
関係会社株式	5,035	**資本剰余金**	**6,051,901**
関係会社出資金	1,618	資本準備金	6,051,901
出資金	13,822	**利益剰余金**	**△14,530,811**
繰延税金資産	13,500	利益準備金	12,400
長期貸付金	259,529	その他利益剰余金	△14,543,211
敷金保証金	80,253	繰越利益剰余金	△14,543,211
その他	5,971	**自己株式**	**△88,942**
貸倒引当金	△234,472	**評価・換算差額等**	**1,598**
資産合計	**8,735,377**	その他有価証券評価差額金	2,856
		繰延ヘッジ損益	△1,258
		純資産合計	**△5,014,152**
		負債及び純資産合計	**8,735,377**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

損益計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		8,381,310
売上原価		6,767,150
売上総利益		**1,614,160**
販売費及び一般管理費		1,632,824
営業損失		**18,664**
営業外収益		
受取利息	150,584	
受取配当金	586	
業務受託料	28,295	
その他	16,493	195,959
営業外費用		
支払利息	412,768	
社債利息	49,999	
支払手数料	131,939	
その他	20,113	614,822
経常損失		**437,527**
特別利益		
投資有価証券売却益	19,019	
関係会社株式売却益	335,000	
貸倒引当金戻入額	2,503	356,523
特別損失		
固定資産除却損	514	
関係会社株式評価損	9,829,639	
関係会社出資金売却損	2,387	
会員権売却損	2,670	
貸倒引当金繰入額	3,731,947	
課徴金	214,260	13,781,419
税引前当期純損失		**13,862,423**
法人税、住民税及び事業税		△34
法人税等調整額		△38,600
当期純損失		**13,823,788**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	3,552,101	6,051,901	12,400	△396,055	△88,942	9,131,405
誤謬の訂正による累積的影響額				△323,367		△323,367
遡及処理後当期期首残高	3,552,101	6,051,901	12,400	△719,422	△88,942	8,808,037
当期変動額						
当期純損失（△）				△13,823,788		△13,823,788
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	△13,823,788	—	△13,823,788
当期末残高	3,552,101	6,051,901	12,400	△14,543,211	△88,942	△5,015,751

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	9,565	△4,721	4,843	9,136,249
誤謬の訂正による累積的影響額				△323,367
遡及処理後当期期首残高	9,565	△4,721	4,843	8,812,881
当期変動額				
当期純損失（△）				△13,823,788
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,709	3,463	△3,245	△3,245
当期変動額合計	△6,709	3,463	△3,245	△13,827,034
当期末残高	2,856	△1,258	1,598	△5,014,152

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、過年度において連続して当期純損失を計上しております。また、金融機関からの借入債務につきまして、返済計画全般の見直し調整を引続き行っており、社債につきましても満期償還日が平成27年６月30日となっております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社グループは、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消するために、以下の対応策を講じ、当該状況の解消または改善に努めてまいります。

収益性の改善策としましては、継続的に販売管理費の圧縮による経費削減を進めてまいります。また、海外資産の売却および増資で調達する資金により有利子負債を圧縮することで財務体質の改善を進めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係者との最終的な合意が得られていないものもあるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ……時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

・商品

個別法による原価法

・仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物	３～39年
工具、器具及び備品	４～15年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間（３年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ．その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
ハ．ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
ニ．ヘッジ有効性の評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(誤謬の訂正に関する注記)

1. 誤謬の内容
過年度の会計処理に国内におけるハードウェア取引および海外におけるハードウェア取引が資金融通であったこと、恒星信息（香港）有限公司による一部の債務保証にかかる会計処理がなされたこと、当社社内の承認手続きを経ない借入が行われていたこと等が判明し、その結果として不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額は、期首の純資産額に反映させております。

2. 当事業年度の期首における純資産に対する影響額
期首の利益剰余金が323百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	11,916,134千円
短期金銭債務	1,152,157千円

2. 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権	12,463千円
短期金銭債務	36,334千円
長期金銭債権	259,529千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

187,453千円

4. 保証債務

借入金等に対する保証

実華工程有限公司	512,306千円
鴻騰科技有限公司	275,755千円
	(2,294千米ドル)
恒星信息（香港）有限公司	1,711,636千円
株式会社ケア・ダイナミクス	15,436千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	360千円
仕入高	659,211千円
営業取引以外の取引高	173,255千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　192,900株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金	35,371千円
貸倒引当金	1,997,547千円
その他	75,756千円
繰延税金資産計	2,108,675千円
評価性引当額	△2,004,713千円
繰延税金資産の純額	103,961千円

2. 固定資産

繰延税金資産

貸倒引当金	77,610千円
投資有価証券評価損	23,024千円
関係会社出資金	3,178,905千円
長期未払金	13,754千円
その他	49,628千円
繰延税金資産計	3,342,924千円
評価性引当額	△3,329,424千円
繰延税金資産の純額	13,500千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(会社等)	株式会社ＳＲＡ	被所有直接12.2%(注3)	—	—	当社銀行等借入に対する債務被保証(注1)	1,500,000	—	—
					支払保証料(注1)	127,999	未払金	51,777
					—	—	1年内償還予定の社債	2,500,000
					利息の支払	49,999	未払費用	2,054
					当社社債に対する株式の担保提供(注2)	4,676,601	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料につきましては市場価格などを勘案して合理的に決定しております。

2. 当社は、1年内償還予定の社債に対して、一部の子会社株式を担保提供しております。

3. 議決権等の被所有12.2%は、株式会社ＳＲＡホールディングスと株式会社ＳＲＡの共同保有の割合であります。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SJ ASIA PACIFIC LIMITED	所有直接100%	兼任	—	資金の貸付(注1)	2,000	短期貸付金(注4)	3,571,549
					利息の受取	44,004	—	—
					—	—	未収入金	115,191
	恒星信息（香港）有限公司	所有間接100%	兼任	—	資金の貸付(注1)	149,000	短期貸付金(注5)	6,118,149
					貸付金の回収	2,386,122	—	—
					業務受託収入	18,000	未収入金	1,122,511
					保証債務(注2)	1,711,636	—	—
					当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	1,500,000	—	—
	聯迪恒星（南京）信息系統有限公司	所有間接89.3%	兼任	—	外注費	534,274	買掛金	638,090
	株式会社リーディングソフト	所有間接89.3%	兼任	—	—	—	短期借入金	489,000
					—	—	未払費用	18,001
					利息の支払	9,780	—	—
	LianDi Clean Technology Inc.	所有間接54.6%	兼任	—	当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	1,500,000	—	—
	実華工程有限公司	所有間接54.6%	—	—	保証債務(注2)	512,306	未収入金(注6)	427,552
					利息の受取	61,995	未収収益(注6)	84,754
	鴻騰科技有限公司	所有間接54.6%	—	—	保証債務(注2)	275,755	未収入金(注7)	258,365
					利息の受取	37,565	未収収益(注7)	61,275

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 資金の貸付・借入については、貸付・借入利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

2. 保証債務は、借入金等に対し行ったものです。

3. 当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

4. 当社は、SJ ASIA PACIFIC LIMITEDへの短期貸付債権に対して合計1,200,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計1,200,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

5. 当社は、恒星信息（香港）有限公司への短期貸付債権に対して合計3,981,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計1,700,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 当社は、実華工程有限公司への未収債権に対して合計512,306千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計512,306千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 当社は、鴻騰科技有限公司への未収債権に対して合計319,640千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計319,640千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	有限会社天悦日本(注1)	東京都江東区	300万円	資産管理	—	兼任	—	—	—	短期貸付金(注2)(注7)	3,911
								—	—	長期貸付金(注2)(注7)	234,472
								資金の回収	6,792	—	—
								利息の受取	6,164	未収収益(注7)	101
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Well Investments Limited(注4)	British Virgin Islands	3.00USD	アドバイザリー等	—	—	—	—	—	その他流動資産(注5)	400,000
役員及びその近親者	李　堅	—	—	当社取締役	(被所有)直接1.4%	—	—	—	—	その他流動資産(注7)	5,000
								—	—	その他流動負債	36,334
								当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	8,787,349	—	—
役員及びその近親者	琴井啓文	—	—	当社取締役副会長	(被所有)直接0.7%	—	—	—	—	短期貸付金(注2)	3,437
								—	—	長期貸付金(注2)	25,057
								資金の回収	4,382	—	—
								利息の受取	791	未収収益	12
								当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	3,000,000	—	—
役員及びその近親者	左　建中	—	—	子会社の役員	—	—	—	当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	2,000,000	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 有限会社天悦日本は、当社の取締役 李　堅が代表者を務め、100%の議決権を所有しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。
3. 当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. Well Investments Limitedは、子会社の役員である荒井　裕樹が、100%の議決権を所有しております。
5. その他流動資産は、子会社の借入に関連して預けております。
6. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、協議の上で決定しております。
7. 有限会社天悦日本及び当社取締役　李　堅への短期貸付金等債権に対して、合計243,485千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計1,435千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(１株当たり情報に関する注記)

(1) １株当たり純資産額　　△60円71銭
(2) １株当たり当期純損失　　△167円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

Liandi Clean Technology Inc.株式譲渡の件

当社は平成27年５月22日開催の取締役会において、定時株主総会の特別決議にて承認されることを条件として、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limitedの子会社のLianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本株式譲渡により、ＬＮＤＴは当社の連結子会社から除外されます。

１．　株式譲渡の理由

当社は、過去の子会社買収資金の返済など、多額な有利子負債の返済に加え、ひっ迫した運転資金の確保のために、海外資産の売却を進めております。
また、当社の現在の財務状況を鑑み、財務体質改善の一環として当社は、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を活用したＩＴ事業を強化していくこととといたしました。これにより、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limited（ＳＪＡＰ）の子会社のLianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することにいたしました。なお、当該譲渡代金の使途としては、有利子負債の返済および運転資金に充当してまいります。

２．　譲渡する会社の概要

（1）名　称	LianDi Clean Technology Inc.
（2）所在地	北京市海淀区万泉庄路28号万柳新貴大厦B4

（3）代表者の役職・氏名	CEO, President and Chairman of the Board　左 建中	
（4）事業の内容	石油化工に特化するソリューション事業	
（5）資本金	36,000米ドル	
（6）設立年月日	1999年６月25日	
（7）大株主及び持株比率	SJ Asia Pacific Limited　(32.03%) Hua Shen Trading (International) Limited　(18.76%) Rapid Capital Holdings Limited　(3.75%)	
（8）上場会社と当該会社の 関係	資本関係	当社が54.55％を間接保有しています。
	人的関係	当社からDirectorとして１名派遣しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

３．　譲渡先の概要

（1）名　称	Smart Specialists Limited
（2）所在地	Tropic Isle Building P.O.Box 438 Road Town BVI
（3）代表者の役職・氏名	Sole Director 周 旭

第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行および第５回新株予約権の発行の件

当社は、平成27年６月１日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）（以下「本新株式」といいます。）および第５回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

Ⅰ．第三者割当による本新株式発行および本新株予約権発行の募集内容

１．募集の概要

（１）新株発行の概要

① 発行株式数	普通株式 124,859,100株
② 発行価額	１株につき　金35円
③ 発行価額の総額	4,370,068,500円
④ 資本組入額	2,185,034,250円（１株につき17.5円）
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑥ 割当予定先および割当株式数	株式会社ネクスグループ　99,142,800株 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED　5,571,400株 FISCO International（Cayman）LP　8,571,400株 ITトラスト2号投資事業組合　1,274,200株 YTトラスト2号投資事業組合　1,366,800株 M2Mトラスト2号投資事業組合　1,274,200株 M2Mトラスト3号投資事業組合　254,800株 KSTトラストファンド2号投資事業組合　1,603,100株 EIトラスト投資事業組合　820,100株 NBトラスト投資事業組合　509,700株 投資事業組合HAターゲットファンド　637,100株 投資事業組合KHトラスト　254,800株 投資事業組合YHトラスト　509,600株 投資事業組合THトラスト　586,100株 投資事業組合HHトラスト　509,600株 投資事業組合IHトラスト　1,019,400株 投資事業組合BBトラスト　382,700株 投資事業組合マーケットウィザードファンド　571,300株
⑦ 払込期日	平成27年６月30日（火）
⑧ 現物出資財産の内容および価額	発行価額の一部である1,500,000,000円は、株式会社ネクスグループ社が当社に対して有する金銭債権の合計1,500,000,000円が現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により充当されます。

⑨ その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

（２）新株予約権発行の概要

① 割当日	平成27年６月30日（火）
② 新株予約権の総数	114,284個（新株予約権1個につき1,000株）
③ 発行価額	総額76,113,144円（新株予約権１個につき　金666円）
④ 当該発行による潜在株式数	114,284,000株
⑤ 調達資金の額	4,076,053,144円 内訳　新株予約権発行による調達額　76,113,144円 新株予約権行使による調達額　3,999,940,000円
⑥ 権利行使価額	１株当たり金35円
⑦ 権利行使可能期間	平成27年６月30日から平成29年６月29日
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑨ 割当予定先および割当個数	株式会社ネクスグループ　85,714個 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED　14,285個 株式会社ＳＲＡ　14,285個
⑩ その他	新株予約権発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

２．募集の目的および理由

当社グループは、平成27年３月末現在で、日本と中国において、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業および石油化学エンジニアリングサービス事業を展開してまいりました。しかしながら、当社グループは、過去の積極的なM＆Ａ等によって有利子負債が増加し、取得した海外子会社株式の減損損失の計上、海外関連の回収可能性の低い債権への引当計上、それに伴う資金繰りの悪化、悪化した資金繰り安定のために取得時より廉価に株式を売却したことによる売却損失の計上、中国現地での人件費の高騰、中国現地法人の子会社化することで推進してきました直接オフショア事業が想定した収益を上げることができませんでした。こうした状況のなか、顧客から新規の受注を獲得することが困難になりつつあり、他方石油化学エンジニアリング事業に関しては、中国における政治情勢の影響等から売上が減少するなどにより、業績は悪化しております。

また、平成27年１月30日に「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示を行った通り、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚いたしました。この結果を受けて、同年２月６日に過去の決算短信および四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書および四半期報告書の訂正を公表いたしました。そうした事実関係に基づき、当社は平成27年２月24日に東京証券

取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、さらに上場違約金2,000万円の請求を受けることになりました。また当社は、平成27年４月23日に金融庁より金融商品取引法第185条の7第１項の規定により、194,260,000円の課徴金を命じられました。

こうした業績面での悪化に加えて、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚したことを受け、当社は財務面のみならず、経営全般の見直しを図ることが必須の状況となりました。そこで、既に上記の事実関係について調査を開始した平成26年10月10日付けにて、代表取締役の異動を行い、新たなガバナンスと内部統制の確立に向けて努力しております。

当社は、平成27年５月22日に「子会社の異動を伴う株式譲渡、特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示を行った通り、平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、LianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の株式を譲渡することによって、平成27年３月期の連結純資産約73億円からＬＮＤＴの連結除外の影響と売却損失の影響を加味すると、平成28年３月期第１四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しです。また、当社グループの有利子負債は、平成27年3月末で約11,442百万円、子会社株式の売却代金による返済によってもなお、平成27年4月末で約9,944百万円と依然高水準であります。

そのため、資本の拡充と有利子負債の圧縮による財務体質の改善および運転資金の確保が緊急の課題となっております。

当社は、既に平成26年10月頃から、いくつかの経営財務コンサルタント会社や取引金融機関と当社グループの財務改善についてミーティングを重ね、グループ会社の譲渡を含む再編の推進と様々な資金調達手段について検討してまいりました。

そうした検討の結果、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を優秀で安価な中国ソフトウエア開発パートナーを柔軟に活用することでＩＴ事業を強化していくことといたしました。

これに伴い、自社中国子会社によるオフショア・システム開発からの撤退（SinoCom、ＬＤＮＳの株式譲渡)、石油化学エンジニアリングサービス事業からの撤退（ＬＮＤＴの株式譲渡）などのグループ再編を実施しております。

このようなグループ再編実施の結果、当社は国内を基盤としたシステム開発事業に特化し、財務面での健全化を第一に考えていくこととしました。しかし、一連の資産売却により、連結上債務超過が見込まれるため、まずはスポンサーによる資本引受けによって、債務超過状態を脱することを大前提とした、割当候補先との調整を基本方針としておりました。

当社は、平成26年10月頃から、外部コンサルタントとグループ再編と財務内容の改善について協議を行い、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からは、新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を付与し、ネクスグループ社による当社子会社化の可能性など協議を重ねてまいりました。当社の条件は、前述のとおり、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足すること、また、ネクスグループ社の引き受けにあたっての条件は、過半数以上の取締役の派遣でした。

先方の条件を検討した結果、ネクスグループ社の子会社にはかつて当社の西日本事業部を譲渡した株式会社ネクス・ソリューションズもあり、資本を引き受けて頂いた後のネクスグループ社が手がける事業再

生について一定の信頼をおくことができると当社は評価しています。これらの事業再生の実績と、当社の過去の経営責任を明確化するという両方の観点から、ネクスグループ社の条件を受け入れて、当社がネクスグループ社を親会社として、上記の企業再生を進めていくことが既存株主価値の最大化、企業価値の最大化に資するものと判断しました。

3．調達する資金の額、使途および支出予定時期

（1）調達する資金の額（現物出資によるものを除く差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,946,121,644	155,400,000	6,790,721,644

議案及び参考事項

第１号議案　第26期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりであります。

当社の計算書類に係る会計監査手続きの一部につきましては、本定時株主総会招集ご通知の印刷日程の関係上、校了時点では、会計監査人の監査が継続しており、監査未了であります。

このため、会社法第438条第２項に基づき、本総会の議案として提案させていただくものであります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第５条の発行可能株式総数を830,556,000株に変更するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い定款の一部の変更を行なうものであります。

① 改正会社法が施行されたことに伴い、(i)主要な孫会社である子会社株式を売却する際に会社法第467条第１項第２号の２の摘要の有無が不明確と思われるところ、かかる場合であっても株主総会の特別決議を要することを明確にする規定を新設し、(ii)会社の意思決定を円滑に行なうため、会社法第206条の２第５項および第244条の２第６項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。

② 責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行なわない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を充分発揮できるように、現定款第28条（取締役の責任免除）第２項及び第39条（監査役の責任免除）第２項の規定の一部について、所要の変更を行なうものであります。

この、当該定款第28条変更案に関しては、各監査役の同意を得ております。

なお、定款第５条の変更は、第４号議案が可決され、募集株式が発行されることを停止条件として、平成２７年６月３０日に効力を発するものとし、その余の変更については、本総会において承認されましたら、直ちに効力を発するものとさせて頂きます。

2.変更の内容

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１条～第４条<条文省略>	第１条～第４条<現行どおり>
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数） 第５条　　当会社の発行可能株式総数は、331,119,600株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　　当会社の発行可能株式総数は、830,556,000株とする。
<条文省略>	<条文省略>
（決議の方法） 第16条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	（決議の方法） 第16条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	２　会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
３　<新設>	３　前項のほか、当社子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡であり、イ）当該譲渡により当社又は当社子会社が譲り渡す当該子会社の株式又は持分の帳簿価額が、当社の総資産額の五分の一相当額を超え、かつ、ロ）当社又は当社子会社が効力発生日において当該子会社に対する議決権の総数の過半数の議決権を有しないときも、前項と同様の決議を行う。
４　<新設>	４　会社法第206条の２第５項及び同法244条の２第６項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権の行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第28条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（監査役の責任免除） 第39条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　LianDi Clean Technology Inc.株式譲渡契約の承認の件

１．株式譲渡の理由

当社は、過去の子会社買収資金の返済など、多額な有利子負債の返済に加え、ひっ迫した運転資金の確保のために、海外資産の売却を進めております。

また、当社の現在の財務状況を鑑み、財務体質改善の一環として当社は、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を活用したＩＴ事業を強化していくこととといたしました。

これにより、当社の連結子会社であるSJ Asia Pacific Limited（ＳＪＡＰ）の子会社のLianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）の全株式をSmart Specialists Limitedへ譲渡することにいたしました。

なお、当該譲渡代金の使途としては、有利子負債の返済および運転資金に充当してまいります。

２．異動する子会社の概要

（平成27年3月31日現在）

（1）名　称	LianDi Clean Technology Inc.
（2）所在地	北京市海淀区万泉庄路28号万柳新貴大厦B4
（3）代表者の役職・氏名	CEO, President and Chairman of the Board　左 建中

（4）事業の内容	石油化工に特化するソリューション事業	
（5）資本金	36,000米ドル	
（6）設立年月日	1999年６月25日	
（7）大株主及び持株比率	SJ Asia Pacific Limited （32.03%） Hua Shen Trading (International) Limited （18.76%） Rapid Capital Holdings Limited （3.75%）	
（8）上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が54.55%を間接保有しています。
	人的関係	当社からDirectorとして１名派遣しております。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

３．譲渡先の概要

（平成26年8月26日現在）

（1）名　称	Smart Specialists Limited	
（2）所在地	Tropic Isle Building P.O.Box 438 Road Town BVI	
（3）代表者の役職・氏名	Sole Director 周 旭	
（4）事業の内容	投資業	
（5）資本金	50,000米国ドル	
（6）設立年月日	1999年5月25日	
（7）純資産	50,000米国ドル	
（8）総資産	30,000,000米国ドル	
（7）大株主及び持株比率	周旭 100% ※当社および当社役員との間に資本関係、人的関係、取引関係はありません。	
（8）上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項ありません
	人的関係	該当事項ありません
	取引関係	該当事項ありません
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません

4．譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

（1）異動前の所有株式数	普通株式 19,881,462株（議決権の数： 19,881,462個） （議決権所有割合：54.55%）
（2）譲　渡　株　式　数	普通株式 19,881,462株（議決権の数：19,881,462個） （議決権所有割合：54.55%）
（3）譲　　渡　　価　　額	2,499百万円（1株単価　125.74円）
（4）異動後の所有株式数	0株（議決権の数：0個） （議決権所有割合：0.00%）
（5）譲渡価額の算定根拠	本株式譲渡にあたり、当社は、第三者機関である株式会社エースターコンサルティング（東京都渋谷区渋谷１丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史）に株式価値算定を依頼し、算定方法としてＤＣＦ法を採用しました。 算定にあたっては、多数の投資家が様々な観点から会社を評価して株式を売買することにより形成された客観的な価値を示す市場価格により評価することが望ましいものの、対象会社は米国店頭市場にて非開示銘柄に分類されており、取引が殆ど行われておらず、適切な市場価値が形成されておりません。対象会社の企業価値は、会社の過去実績を体現した貸借対照表にあらわされるストック価値よりも将来得られるフロー価値（ノウハウ等も含む）にあるものと考えられます。従いまして、対象会社の評価に当たりましては、会社が将来生み出すフロー価値に着目する収益方式を採用することとし、より理論的で一般的に用いられる方法であるＤＣＦ法を採用しました。 本算定に当たり、設定した前提条件として ・将来計画：会社作成の事業計画の達成可能性を50%として計算しております。 ・継続価値：永久成長率法にて算出し、成長率は０%との想定に基づき、減価償却費=設備投資額、運転資本増減なしと仮定して計算しております。 ・割引率：株主資本コストによって、加重平均資本コスト(WACC)（12.395%）を採用し計算しております。 その結果、株式価値の算定結果は、以下のとおりの値となりました。 譲渡価格は、本算定価格を参考にし、適切性を判断いたしました。 ［算定結果］ ＤＣＦ法： □１株当たりの株式価値の計算 下限値 0.969米ドル（117.31円 ※）／株 ～ 上限値 1.185米ドル（143.46円 ※）／株 □全株式価値の計算　（発行済株式総数:36,444,850株） 下限値 35,348千米ドル（4,279百万円 ※）　～ 上限値 43,203千米ドル（5,230百万円 ※） ※ 円換算為替レート：注１参照

第４号議案　第三者割当による募集株式発行の件

当会社は平成27年６月１日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、株式会社ネクスグループ等に対して、第三者割当により、募集株式（以下「本件株式」といいます。）を発行すること（以下「第三者割当」といいいます。）を決議いたしましたが、本件第三者割当の実行により、支配株主の異動が見込まれ、かつ、本件第三者割当による希薄化率は、本件取締役会前における発行済株式総数に係る議決権の数を前提とすると150.8％となり、希薄化率は25％以上となることが見込まれます。そのため株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第２号に定める「株主総会などによる株主の意思確認」に係る手続きとし、また会社法第199条第２項、３項、および第201条第１項により、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。

本件第三者割当を行うことについて株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき　総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当てまたは会社法第205条第１項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

１．第三者割当による本新株式発行の募集の概要

（１）発行株式数	普通株式　124,859,100株
（２）発行価額	１株につき　金35円
（３）発行価額の総額	4,370,068,500円
（４）資本組入額	2,185,034,250円（１株につき17.5円）
（５）募集又は割当方法	第三者割当方式

（6）割当予定先および割当株式数	株式会社ネクスグループ　99,142,800株 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED　5,571,400株 FISCO International (Cayman) LP　8,571,400株 ITトラスト2号投資事業組合　1,274,200株 YTトラスト2号投資事業組合　1,366,800株 M2Mトラスト2号投資事業組合　1,274,200株 M2Mトラスト3号投資事業組合　254,800株 KSTトラストファンド2号投資事業組合　1,603,100株 EIトラスト投資事業組合　820,100株 NBトラスト投資事業組合　509,700株 投資事業組合HAターゲットファンド　637,100株 投資事業組合KHトラスト　254,800株 投資事業組合YHトラスト　509,600株 投資事業組合THトラスト　586,100株 投資事業組合HHトラスト　509,600株 投資事業組合IHトラスト　1,019,400株 投資事業組合BBトラスト　382,700株 投資事業組合マーケットウィザードファンド　571,300株
（7）払込期日	平成27年６月30日（火）
（8）現物出資財産の内容および価額	発行価額の一部である1,500,000,000円は、株式会社ネクスグループ社が当社に対して有する金銭債権の合計1,500,000,000円が現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により充当されます。
（9）その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

(注) 1．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2．金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

株式会社ネクスグループ（岩手県花巻市椚ノ目第２地割32番地１、以下「ネクスグループ社」という。）が、当社に対して保有する金銭債権1,500,000,000円（以下「本件債権」という。）が目的となります。本件債権の発生経緯は以下のとおりです。

(1) 平成26年５月12日に当社が海外子会社である中訊軟件集団股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited、　以下、「SinoCom」いいます。）の取得資金として借り入れた資金の借換を目的として株式会社みずほ銀行（東京都千代田区大手町一丁目５番５号、以下「みずほ銀行」という。）から1,500,000,000円の借入れを行った際に、株式会社ＳＲＡ（東京都豊島区南池袋二丁目32番８号、以下「ＳＲＡ」という。）がみずほ銀行との間で連帯保証契約を締結しました。

(2)その後、平成27年１月30日に当該借入債務の弁済期が到来したものの、当社は弁済することができなかったことから、ＳＲＡが平成27年４月21日にみずほ銀行に対して弁済を行い(弁済資金は下記に記載のように求償権をＳＲＡから譲り受けることを前提としてネクスグループ社が提供)、ＳＲＡは当社に対し求償権を持つことになりました。

(3)さらにその後、平成27年４月21日に、ＳＲＡは当社に対する1,500,000,000円の求償権をネクスグループ社に譲渡し、ネクスグループ社が債権者となったものです。

3．　現物出資の対象となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査（会社法第207条第１項）又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等による調査（同条第９項第４号）が義務付けられております。現物出資の対象となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています（同条第９項第５号）。また、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られますが、このたび現物出資の対象となる金銭債権につきましては、全額弁済期が到来しております
4．申込みおよび払込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後、新株式の払込期日までに「総数引受契約」を締結し、払込期日までに発行価額の総額を払い込むものとします。

2．本件第三者割当の必要性（資金調達の目的及び理由）

当社グループは、平成27年３月末現在で、日本と中国において、システム開発事業、ソフトウェア製品事業からなる情報サービス事業および石油化学エンジニアリングサービス事業を展開してまいりました。しかしながら、当社グループは、過去の積極的なM＆A等によって有利子負債が増加し、取得した海外子会社株式の減損損失の計上、海外関連の回収可能性の低い債権への引当計上、それに伴う資金繰りの悪化、悪化した資金繰り安定のために取得時より廉価に株式を売却したことによる売却損失の計上、中国現地での人件費の高騰、中国現地法人の子会社化することで推進してきました直接オフショア事業が想定した収益を上げることができませんでした。こうした状況のなか、顧客から新規の受注を獲得することが困難になりつつあり、他方石油化学エンジニアリング事業に関しては、中国における政治情勢の影響等から売上が減少するなどにより、業績は悪化しております。

また、平成27年１月30日に「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示を行った通り、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚いたしました。この結果を受けて、同年２月６日に過去の決算短信および四半期決算短信の訂正、並びに有価証券報告書および四半期報告書の訂正を公表いたしました。そうした事実関係に基づき、当社は平成27年２月24日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受け、さらに上場違約金2,000万円の請求を受けることになりました。また当社は、平成27年４月23日に金融庁より金融商品取引法第185条の7第１項の規定により、194,26万円の課徴金を命じられました。

こうした業績面での悪化に加えて、過去の不適切な取引などに起因した過年度決算訂正に至る事実関係が発覚したことを受け、当社は財務面のみならず、経営全般の見直しを図ることが必須の状況となりました。そこで、既に上記の事実関係について調査を開始した平成26年10月10日付けにて、代表取締役の異動を行い、新たなガバナンスと内部統制の確立に向けて努力しております。

当社は、平成27年５月22日に「子会社の異動を伴う株式譲渡、特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示を行った通り、平成27年６月29日(月)開催予定の第26期定時株主総会における議案の承認（特別決議）を条件に、LianDi Clean Technology Inc.（以下、「ＬＮＤＴ」といいます。）の株式を譲渡することによって、平成27年３月期の連結純資産約73億円からＬＮＤＴの連結除外の影響と売却損失の影響を加味すると、平成28年３月期第１四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しです。また、当社グループの有利子負債は、平成27年3月末で約11,442百万円、子会社株式の売却代金による返済によってもなお、平成27年4月末で約9,944百万円と依然高水準であります。
そのため、資本の拡充と有利子負債の圧縮による財務体質の改善および運転資金の確保が緊急の課題となっております。

当社は、既に平成26年10月頃から、いくつかの経営財務コンサルタント会社や取引金融機関と当社グループの財務改善についてミーティングを重ね、グループ会社の譲渡を含む再編の推進と様々な資金調達手段について検討してまいりました。
そうした検討の結果、中国の石油化学エンジニアリングサービス事業から撤退し、当社の強みであるオフショア開発を優秀で安価な中国ソフトウエア開発パートナーを柔軟に活用することでＩＴ事業を強化していくことといたしました。
これに伴い、自社中国子会社によるオフショア・システム開発からの撤退（SinoCom、ＬＤＮＳの株式譲渡）、石油化学エンジニアリングサービス事業からの撤退（ＬＮＤＴの株式譲渡）などのグループ再編を実施しております。

① 中訊軟件集団股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited（SinoCom））株式の譲渡
譲渡日：平成26年12月18日
譲渡先：Power View Group Limited
所有割合：48.39%から25.59%

譲渡日：平成27年2月27日
譲渡先：　薛 興偉氏
所有割合：25.59%から21.79%

譲渡日：平成27年4月21日
譲渡先：BENEFIT POWER INC.およびSUNNY INTERNATIONAL LIMITED
所有割合：21.79%から0.05%

② 聯迪恒星（南京）信息系統有限公司（英文名：Liandi （Nanjing）Information Systems Co.,Ltd.（ＬＤＮＳ））
譲渡日：平成27年4月21日
譲渡先：沈 栄明氏（ＬＤＮＳの董事および総経理）および従業員で構成する南京徳富瑞管理咨洵有限公司によるマネジメント・バイ・アウト（ＭＢＯ）の方式
所有割合：89.30%から5.00%

③ LianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）
譲渡日：平成27年6月29日(予定)
譲渡先：Smart Specialists Limited
所有割合：54.55%から0%

このようなグループ再編実施の結果、当社は国内を基盤としたシステム開発事業に特化し、財務面での健全化を第一に考えていくこととしました。しかし、一連の資産売却により、連結上債務超過が見込まれるため、まずはスポンサーによる資本引受けによって、債務超過状態を脱することを大前提とした、割当候補先との調整を基本方針としておりました。

当社は、平成26年10月頃から、外部コンサルタントとグループ再編と財務内容の改善について協議を行い、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からは、新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を付与し、ネクスグループ社による当社子会社化の可能性など協議を重ねてまいりました。当社の条件は、前述のとおり、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足すること、また、ネクスグループ社の引き受けにあたっての条件は、過半数以上の取締役の派遣でした。

先方の条件を検討した結果、ネクスグループ社の子会社にはかつて当社の西日本事業部を譲渡した株式会社ネクス・ソリューションズもあり、資本を引き受けて頂いた後のネクスグループ社が手がける事業再生について一定の信頼をおくことができると当社は評価しています。これらの事業再生の実績と、当社の過去の経営責任を明確化するという両方の観点から、ネクスグループ社の条件を受け入れて、当社がネクスグループ社を親会社として、上記の企業再生を進めていくことが既存株主価値の最大化、企業価値の最大化に資するものと判断しました。

3．本件第三者割当の相当性

（ア）本第三者割当の適法性

本第三者割当による新株発行の発行価格35円は、独立した第三者評価機関である株式会社エースターコンサルティング（東京都渋谷区渋谷１丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史）に依頼した当社の株価の算定価値のレンジ内を示しているが、一方で、取締役会決議日の直前営業日の終値60円に対しては41.7%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日から遡る１ヶ月の株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の終値の単純平均株価56.16円に対して37.7%のディスカウント、直前営業日から遡る３ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価60.39円に対して42.0%のディスカウント、遡る６ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価60.74円に対して42.4%のディスカウントとなっている。この点、募集株式の発行価格が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般に日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議日の価格又は当該決議の６か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価格に0.9を乗じた価格以上の価格であること。」という増資の発行価格に関する自主ルールが参考とされており、このルールを用いると、本第三者割当による新株式の発行価格は、決議日前日の終値、遡ること１ケ月、３ケ月、および６ケ月の終値平均株価、いずれと比較しても10%を大きく超えるディスカウントとなっていることから「特に有利な金額」に該当するものと判断される。

一方、新株予約権の発行価格については、独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティングに依頼して算定を受けた公正価値と同一であることから、本第三者割当による新株予約権の発行は、特に有利な条件には該当しない。

以上より、本第三者割当については、新株発行については、払込金額が特に有利な金額であるため、株主総会の特別決議による承認を条件とするもので、新株予約権発行の発行価額については、特に有利な金額には該当せず、その他、本第三者割当の違法性を推認させる事情は見当たらない。

（イ）本第三者割当を選択することの相当性

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等の有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられる。しかしながら、当社の銀行借入は既に多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難である。

さらに、当社は、株式希薄化への配慮という観点から、新株予約権無償割当による増資（いわゆるライツ・イシュー）も検討した。しかしながら、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューについては、国内で実施された実績が少なく、引受手数料等のコストが増大することも予想され、適切な資金調達手段ではないと判断した。また、そのような元引受契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は特設注意市場銘柄に指定されている状況にあることなどから、資金調達方法としては不可能であり、第三者割当の方法が現実的であった。

次にどのような第三者割当増資が適当かについて検討し、①普通株式の割当、②新株予約権の割当、③優先株式の割当、などの選択肢を検討しました。この中では、①が当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来るため、新株の割当を第一優先としました。

しかし、増資の規模が最大で83億円を超えることから、割当予定先との交渉の中で、新株と合わせて新株予約権の割当も実施し、当社の財務状況や事業展開に応じて追加的に新株式発行による資本の調達ができれば、一度に大幅な希薄化が生じることを回避でき、また必要な資金を適時調達することにつながると考え、割当予定先と協議した結果、普通株式の割当に新株予約権の割当を併用することとしました。

以上より、当社が、本第三者割当による新株および新株予約権発行を選択することは相当であります。

4．発行条件等の合理性

発行価額につきましては、本第三者割当増資で調達する資金によって、債務超過を回避し、未払債務および有利子負債等を圧縮することでの財務基盤の安定化、資本の充実による信用の回復を図ることは不可欠であるとの考えから当社の資金調達の確実性および迅速性を確保しつつ、当社が債務超過の回避、未払債務および有利子負債等の圧縮を実現できるだけの資金調達を行える割当先は限られていることを踏まえて、これまで割当先候補者との交渉を進めてまいりました。当社は、割当先候補者との交渉にあたって、割当先候補者の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に判断することが妥当であると考え、本件増資にかかる新株式の発行価額は、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日のＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の終値を基準とすることを基本方針として平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からは新たにネクスグループを含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループに独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を締結した上で、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格45円の提示を受けました。当社は提示された45円の発行価格を受けて、ネクスグループから提示された発行価格が当社の株価

と乖離していることから、条件面について交渉を重ねてきましたが、ネクスグループ社からは海外子会社株式の売却により大幅な債務超過が見込まれている中では、提示している発行価格以外の選択は困難との回答を受けました。当社としましては、ネクスグループ社および各割当予定先と45 円の妥当性を検討する際に当時は50円台前半の株価で推移しており、45円であれば1割前後のディスカウントであることや、独占交渉権を締結していることから他の引受先を探す機会や時間的余裕もなく、当社としては、一定以上のファイナンス規模を維持するために、発行価格45円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

その後当社は、SJ　Asia Pacific Limitedの子会社であるＬＮＤＴの全株式売却による損失が36億円になり、当社が平成28年３月期第1四半期において、連結上で約62億円の債務超過となる見通しになりました。ネクスグループ社は当社のＬＮＤＴ売却を受け、ネクスグループ社が当初デュー・デリジェンス時に想定していたＬＮＤＴの譲渡価額が、譲渡先の直前の変更により、想定を大きく下回ったことで当社の企業価値が毀損されたことを理由に、最終的に、前回提示額よりもさらに低い発行価格35円が提示されました。なお、当社の資金繰りは非常にひっ迫していたため、新たに買い手候補を選定する時間的な余裕はなく、当社としても想定を大きく下回る価額での譲渡を行わざるを得ませんでした。当社は既存株主の利益を配慮する観点から、できる限り時価に対してディスカウントが大きくならないよう当初提示価格である45円据え置きを申し入れて交渉を行いましたが、45円の提示時からＬＮＤＴ売却によって当社の状況が変わっていることを踏まえて、ネクスグループ社から45円から35円への引き受け価格の強い要請がありました。

当社は上記のとおり平成28年３月期第１四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しである状況を鑑みると、借入等による負債性の資金による安定的かつ低コストでの調達は、現在の当社の財政状態等を考慮すると、その可能性はほとんどありませんでした。

一方、資本性の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段はあるものの、「２．募集の目的および理由（２）本資金調達を選択した理由」にも記載しているとおり、当社の状況を考慮するとこれらの手段により必要な資金が確実に調達できる可能性は低いと考えられるため、ネクスグループ社から提示があった35円の合理性について検討することといたしました。併せて、当社は債務超過を解消するために、相当規模のファイナンスを必要としており、独占交渉権を有しているネクスグループ社から複数の有力な割当先候補をご紹介いただいておりました。また、株式会社GDよりご紹介頂きました株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合および大株主であるＳＲＡについては、独占交渉権を持つネクスグループ社に調整いただき、一定以上のファイナンス規模を維持することを前提に、交渉をすすめてまいりました。上記のＬＮＤＴ譲渡価額はネクスグループ社がデュー・デリジェンス時の想定よりも大幅に低くなったことを受けて、ネクスグループ社からは35円での引き受け価格の要請があり、ネクスグループ社からの紹介のあった引き受け先についても同様に、当初の45円から35円への引き受け価格の要望があり、一定以上のファイナンス規模を維持するために、ネクスグループ社を含む割当予定先から提示を受けた発行価格35円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

新株式の発行価格の公正性の検討にあたっては、当社および各割当予定先から独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷１丁目17番1号、代表取締役 山本剛史、以下エースターコンサルティングという。）に依頼し、株式価値算定書を入手しております。エ

ースターコンサルティングは、当社普通株式1 株当たりの株式価値について、平成27年５月29日を基準日として、当社普通株式の基準日から1週間遡った期間の平均株価、基準日から1ヶ月遡った期間の平均株価、基準日から３ヶ月遡った期間の終値の平均株価に基づき、市場株価法により53.6円～60.4円の算定結果となっております。また、当社が提供した事業計画に基づき、ＤＣＦ法により当社普通株式１株当たりの株式価値は、0.07円～45.97円の算定結果となっており、ネクスグループ社から当初提示があった45円および最終的な提示額である35円にかかる一定のレンジであると分析しております。ＤＣＦ法による算定結果の下限の数値については、当社が平成28年３月期第１四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しであることを考慮し、ＤＣＦ法において継続価値を考慮せずに算定したものであり、算定結果の上限の数値については、ＤＣＦ法において継続価値を考慮し算定したものとなっております。第三者機関の算定結果については、当初、市場価値法の基準で発行価格を割当先と協議を重ねてきましたが、約62億円の債務超過の見込みであることと、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入り、更に平成27年2月からは新たにネクスグループを含めた割当候補先との交渉の経緯で時価による引き受けが極めて困難であったことを踏まえて、当社の現状では市場価値法を基準とした発行価格による引受先を探すことは難しく、仮に資本増強が行えなかった場合は、上場廃止リスクが生じてくるため継続価値を考慮せずに算定されたＤＣＦ法での評価は、発行価格を検討する上で考慮する必要があると判断致しました。

当社は上述のとおり、ＬＮＤＴの株式売却により約62億円程度の債務超過になる見込みですが、約62億円程度の債務超過額になった場合、当社の１年間分の事業キャッシュ・フローのみで債務超過を解消することは非常に困難であり、スポンサーのご支援がなければ、債務超過の解消の見込みが立たず、上場維持に疑義を抱えたままになります。これらの状況を総合的に勘案して、発行価格について審議に審議を重ね、①早期に財務状況を改善し、企業継続性と上場を維持することで既存株主の権利を守り、十分な資金を確実かつ迅速に調達する必要があること、②ネクスグループ社の子会社になることで、事業上およびファイナンス上のシナジー効果により、中長期的に当社の企業価値の向上に資すること、③第三者機関の算定結果を考慮すると発行価格35円は当社にとって一定の合理性があるものと判断しました。

その後、ネクスグループ社と協議した結果、本件第三者割当による新株発行は有利発行に該当し得ると判断されるものの、当社の上場維持と将来の企業価値の向上を見据えると、本件増資を実行する必要性は非常に高く、当社の財務基盤の安定と運転資金の確保および有利子負債の圧縮が重要な課題である現状を鑑みて、最終的に１株当たり35円の払込価額とすることに決定をいたしました。なお、特にネクスグループ社からの紹介先のひとつであるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドについては、ネクスグループ社の親会社である株式会社フィスコの親会社のため、取締役会決議日の直前営業日の終値よりも低い価格での引き受けについて子会社であるネクスグループ社の抱える一定のリスクを負うため、純投資の方針ではありますが、有利な価格で引き受けていただくことについては、当社の財務状況等を鑑み、合理的であると判断いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値60円に対して41.7%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日から遡る１ヶ月の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値の単純平均株価56.16 円に対して37.7%のディスカウント、直前営業日から遡る３ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価60.39円に対して42.0%のディスカウント、遡る６ヶ月の当社株式の終値の

単純平均株価60.74円に対して42.4%のディスカウントとなっております。会社法第199条第２項、３項、および第201条第１項によれば、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、募集事項を決定する日の直前の市場株価又は一定期間の平均株価を参考にすることが通例です。

募集株主の払込金額が特に有利な金額にあたるか否かの基準は、一般に日本証券業協会の定める「原則として、当該増資に係る取締役会決議日の価額又は当該決議の６か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること。」という増資の発行価額に関する自主ルールが参考とされます。このルールを用いると、後述のように本件新株式の発行価額は、決議日前日の終値、遡ること１ケ月、３ケ月、および６ケ月の終値平均株価、いずれと比較しても10%を大きく超えるディスカウントとなっていることから「特に有利な金額」に該当するものと判断しました。

よって、本新株発行は、本定時株主総会における新株式に関する議案について特別決議のうえ、実施いたします。

５．本件第三者割当予定先の選定理由

当社はグループ会社の再編を行いつつ、有利子負債の削減による財務体質の改善を図ってまいりました。他方、今後の事業を円滑に行っていくためには、手元資金が足りず、さらなる財務基盤の充実が必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社は既に銀行借入は多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。

第三者割当による方法が現実的であると考えました。また、第三者割当の方法といたしましては、普通株式の割当が当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来るため、優先順位を一番とし、まずは普通株式の第三者割当増資によって、債務超過を回避し、また当面の債務の返済に必要な資金を手当てすることといたしました。

そうした中で、平成27年２月頃から、平成25年12月11日にお知らせした当社の西・中日本事業の譲り受け先であったネクスグループ社に対しに記載のとおり、当社から資金調達についての説明を行い、当社の経営環境・資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性について評価をいただきました。そのうえで、当社の資本増強について協力したいと申し出があり、その具体的な方法、条件等を交渉してまいりました。ネクスグループ社は、ジャスダック市場に上場する株式会社フィスコ（大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号、以下「フィスコ」という。）の子会社であり、ネクスグループ社とそのグループ会社は、当社と同じソフトウェア開発事業をはじめ、Ｍ２Ｍ(※1)の高付加価値ハードウェア通信モジュールの製造・開発事業、旅行業に特化したクラウドソーシング事業等を営んでおり、今後も事業発展に向けて更なるスケールメリットを獲得するため、資本業務提携先を探しておりました。ネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（本社：東京都港区南青山5-4-30、代表取締役：石原　直樹、以下「ネクス・ソリューションズ社」）は、オフショア開発の強化および関東エリアの営業強化を進めていました。加えて、平成25年12月11日の「当社とネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズとの会社分割（簡易吸収分割）契約締結

に関するお知らせ」にありますように、もともとネクス・ソリューションズ社は当社から会社分割された法人であるため、企業文化や業務フロー等の親和性が高いとの評価をいただきました。
当社は、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足することができ、かつ事業面では事業再生の実績があることに加え、ソフトウェア開発のみならず、ハードウェア開発ノウハウや顧客基盤、農業・介護ICT分野の知見を活用して今後の更なる事業の強化を推進できるため割当先として選定致しました。

株式会社フィスコの親会社であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドは、ネクスグループから紹介をいただき、この度の資金調達について説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、ネクスグループの親会社であるフィスコの親会社であるため支配株主であり、ネクスグループ同様に当社の資金調達目的について理解をいただき、当社の財務内容改善に向けて支援したい旨を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。

FISCO International (Cayman) LPは、ネクスグループ社から紹介をいただき、この度の資金調達について説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。
株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合（ITトラスト2号投資事業組合、YTトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト3号投資事業組合、KSTトラストファンド2号投資事業組合、EIトラスト投資事業組合、NBトラスト投資事業組合、投資事業組合HAターゲットファンド、投資事業組合KHトラスト、投資事業組合YHトラスト、投資事業組合THトラスト、投資事業組合HHトラスト、投資事業組合IHトラスト、投資事業組合BBトラスト、投資事業組合マーケットウィザードファンド）につきましては、当社とM&A等についてのコンサルティング契約を締結し、以前上記の会社分割時のアドバイザーでもありました株式会社GD（東京都港区虎ノ門5丁目3番20号、代表取締役：田中　英治）よりご紹介を頂きました。株式会社GDは株式会社ベイビーブラックスの100％株主になります。株式会社ベイビーブラックスには、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、当社の資金調達目的について理解をいただき、それぞれの投資事業組合については、株式会社ベイビーブラックスを通して説明を頂きました。そして、それぞれの割当先が当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示していることを口頭で確認し、本新株式の割当先として選定をいたしました。なお、引受先となる各投資事業組合は、本件のために組成された組合であり、上場株式への投資のため設立されたものであり、株式会社ベイビーブラックスは、平成27年2月ごろより交渉を進めていた割当候補先であり、交渉においては独占交渉権を持つネクスグループ社より了解を得て、割当先として選定しております。

なお、当社は平成２７年１月３０日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示しておりますが、今般の一連の不適切な取引に関しては、フィスコ（子会社含む）からの融資資金の一部が、結果的に当社のハードウェア取引の販売代金を仮装した入金の原資となっていることなどを受け、本件不正行為への関与の有無について、ガバナンス対策タスクフォース（※2）が社外弁護士に委嘱して調査を進めてまいりましたが、中間報告時点ではフィスコグループおよびネクスグループ社、シーク

エッジグループの当事者からのヒアリング調査等においては、当該グループ各社から本件の不正行為に関与していないとの回答を得ております。なお、当該回答の事実確認および本件の不正行為の周辺状況については引き続き調査を継続しており、平成27年6月末までに本調査を完了し、本件が株主総会にて特別決議として付議される際には最終調査結果を株主様へ報告する予定であります。この様に、当該グループ各社の本件不正行為への関与について調査を継続中ではありますが、当社の財務状況のひっ迫な状況を鑑みて時間的猶予がないことから、最終的な調査結果を待たずに、株主総会特別決議議案として付議し、株主様へ判断を仰ぐべきものと判断しました。

※1「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターやATMの遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。
※2「ガバナンス対策タスクフォース」とは、活動目的は、平成27年２月24日に東京証券取引から特設注意市場銘柄に指定されたことを受けて、内部統制の是正・改善を具体的に推進していくことを役割としており、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて当社の内部管理体制の改善を実効的に進めていく役割を担っています。

第５号議案　第三者割当による新株予約権を発行する件

当社は、以下の内容にて、当社株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権の発行を行うことと致したく、そのご承認をお願いするものであります。株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第２号に定める「株主総会などによる株主の意思確認」に係る手続きとし、また会社法第238条第２項、３項第２号、および第240条第１項により、公開会社であっても、募集新株予約権の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。

尚、本議案は、第４号議案が原案通り承認可決されることを条件と致します。

また、本議案承認可決により新株予約権が発行される場合、株式会社ネクスグループ、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED、株式会社ＳＲＡに対し新株予約権85,714個、14,285個、14,285個割り当てる予定です。

なお、本議案は、会社法第244条の2第5項に基づき　総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当てまたは会社法第244条第１項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

１．第三者割当による本新株予約権発行の募集の概要

（1）割当日	平成27 年６月30 日（火）
（2）新株予約権の総数	114,284 個（新株予約権1 個につき1,000 株）
（3）発行価額	総額76,113,144 円（新株予約権１個につき 金666 円）
（4）当該発行による潜在株式数	114,284,000 株
（5）調達資金の額	4,076,053,144 円 内訳 新株予約権発行による調達額 76,113,144 円 新株予約権行使による調達額 3,999,940,000 円
（6）権利行使価額	１株当たり金35 円
（7）権利行使可能期間	平成27 年６月30 日から平成29 年６月29 日
（8）募集又は割当方法	第三者割当方式
（9）割当予定先および割当個数	株式会社ネクスグループ 85,714 個 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED 14,285 個 株式会社ＳＲＡ 14,285 個
（10）その他	新株予約権発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、および平成27 年６月29 日(月)開催予定の第26 期定時株主総会において新株および新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

（注）　申込みおよび払込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後、新株予約権の割当日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、割当日までに発行価額の総額を払い込むものとします。 なお、ネクスグループ社とは、平成27年６月１日（月）に資本業務提携を締結し、その後、割当日までにネクスグループ社と総数引受契約を締結する予定です。

2．本件第三者割当の必要性（資金調達の目的及び理由）

第４号議案　第三者割当による募集株式発行の件における「2．本件第三者割当の必要性（資金調達の目的及び理由」と同様であります。

3．本件第三者割当の相当性

第４号議案　第三者割当による募集株式発行の件における「3．本件第三者割当の相当性」と同様であります。

4．発行条件等の合理性

新株予約権の発行価額につきましては、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティングに公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

当該評価機関は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書の算定結果（本新株予約権1 個につき666円）を参考に、本新株予約権の１個当たりの払込金額を666円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価60円（平成27年５月29日の終値）、権利行使価格35円、ボラティリティ62.24%（平成25年４月～平成27年４月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間２年、リスクフリーレート-0.003%（評価基準における２年物国債レート）、配当率0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1 個につき666円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価格についても、新株式と同じくネクスグループ社から平成27年4月中旬頃に、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格45円を提示されていたため、45円での行使価格で交渉をしましたが、各割当予定先から応諾を得ることは出来ませんでした。審議を重ね、行使価格について検討したところ、①早期に財務状況を改善し、企業継続性と上場を維持することで既存株主の権利を守り、十分な資金を確実かつ迅速に調達する必要があること、②任意取得条項を付与することで業績改善時に当社の意向を反映出来ること、③第三者機関の算定結果を考慮すると新株予約権の公正価値は当社にとっても一定の合理性があるものと判断しました。また、仮に債務超過となった場合、債務超過の解消に対して新株予約権の行使による資本の充実は、当社の上場維持と企業価値の向上には必須であり、ネクスグループ社から提示があった35円の行使価格による本件増資の実行は、各割当予定先より段階的な出資を円滑に行うためも、必要であると判断いたしました。その検討結果を踏まえて、各割当予定先との交渉を行った結果、本件新株の発行価額と同じ35円とすることといたしました。

当社は本新株予約権の公正価値（1 個当り666円）と本新株予約権の払込金額（1 個当り666円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングに委託して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（666円）と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適正である旨の意見を得ております。

ただし、本新株予約権の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、新株予約権の行使価格35円と１株当たりの発行価格0.666円の合計額35.666円が新株式の発行価格35円に近いこと、また当社の任意取得条項発動時の株価水準である55円が前日終値60円に近いこと等から、有利発行に該当する可能性を完全には排除できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、本新株予約権については、本総会において、有利発行として会社法に基づく特別決議によるご承認を頂くことと致しました。

5．本件第三者割当予定先の選定理由

当社はグループ会社の再編を行いつつ、有利子負債の削減による財務体質の改善を図ってまいりました。他方、今後の事業を円滑に行っていくためには、手元資金が足りず、さらなる財務基盤の充実が必要と考え、資本の調達について検討してまいりました。

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社は既に銀行借入は多額にのぼっており、これまで取引銀行に対して元本返済の猶予等もお願いしてきた経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。

第三者割当による方法が現実的であると考えました。また、第三者割当の方法といたしましては、普通株式の割当が当面の未払金や負債の返済に必要な資金を確保出来るため、優先順位を一番とし、まずは普通株式の第三者割当増資によって、債務超過を回避し、また当面の債務の返済に必要な資金を手当てすることといたしました。

そうした中で、平成27年２月頃から、平成25年12月11日にお知らせした当社の西・中日本事業の譲り受け先であったネクスグループ社に対し、当社から資金調達についての説明を行い、当社の経営環境・資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性について評価をいただきました。そのうえで、当社の資本増強について協力したいと申し出があり、その具体的な方法、条件等を交渉してまいりました。ネクスグループ社は、ジャスダック市場に上場する株式会社フィスコ（大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号、以下「フィスコ」という。）の子会社であり、ネクスグループ社とそのグループ会社は、当社と同じソフトウェア開発事業をはじめ、Ｍ２Ｍ(※1)の高付加価値ハードウェア通信モジュールの製造・開発事業、旅行業に特化したクラウドソーシング事業等を営んでおり、今後も事業発展に向けて更なるスケールメリットを獲得するため、資本業務提携先を探しておりました。ネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズ（本社：東京都港区南青山5-4-30、代表取締役：石原　直樹、以下「ネクス・ソリューションズ社」）は、オフショア開発の強化および関東エリアの営業強化を進めていました。加えて、平成25年12月11日の「当社とネクスグループ社の子会社である株式会社ネクス・ソリューションズとの会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」にありますように、もともとネクス・ソリューションズ社は当社から会社分割された法人であるため、企業文化や業務フロー等の親和性が高いとの評価をいただきました。

当社は、最大の課題である債務超過の解消による資本の充実、財務基盤の強化等の喫緊の課題を充足することができ、かつ事業面では事業再生の実績があることに加え、ソフトウェア開発のみならず、ハードウェア開発ノウハウや顧客基盤、農業・介護ICT分野の知見を活用して今後の更なる事業の強化を推進できるため割当先として選定致しました。

株式会社フィスコの親会社であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドは、ネクスグループから紹介をいただき、この度の資金調達について説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、ネクスグループの親会社であるフィスコの親会社であるため支配株主であり、ネクスグループ同様に当社の資金調達目的について理解をいただき、当社の財務内容改善に向けて支援したい旨を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。

FISCO International (Cayman) LPは、ネクスグループ社から紹介をいただき、この度の資金調達について説明を行いました。資金調達目的についてご理解をいただき、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価をいただきました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本株式および本新株予約権の割当先として選定いたしました。

ＳＲＡは、ＳＲＡホールディングおよびＳＲＡ両社あわせて当社の株式を12.14％保有する、実質的には筆頭株主であり、平成21年2月に資本業務提携も締結し、当社の第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者であるなど、協力関係を構築してまいりました。この間、ＳＲＡの代表取締役である鹿島亨氏は平成23年６月から平成26年６月まで、当社の社外取締役をお願いしておりました。このように、従来から協力関係にあるＳＲＡは、当社の厳しい財務状況についても深くご理解いただいており、平成27年４月ごろに、ＳＲＡとしてもできる限りのことは協力する旨のお申し出を頂き、その上で当社としてもＳＲＡに本新株予約権を引き受けていただくことによって経営基盤の充実がはかれると考え、割当先として選定いたしました。なお、ＳＲＡとの交渉においては独占交渉権を持つネクスグループ社より了解を得て、割当先として選定致しました。

第６号議案　取締役７名選任の件

取締役５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記の通り重任１名及び新任６名の総数７名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	劉　天泉（りゅう　てんせん） （昭和38年１月11日生）	平成４年４月　株式会社サン・ジャパン（現 株式会社ＳＪＩ）入社 平成17年４月　株式会社ＳＪホールディングスに商号変更（現 株式会社ＳＪＩ） 株式会社サン・ジャパン設立（現 株式会社ＳＪＩ）執行役員システムソリューション本部長 平成18年６月　同社 取締役 平成20年６月　株式会社リーディングソフト設立 代表取締役社長 平成25年４月　当社 常務執行役員 平成25年８月　当社 代表取締役副社長（現任）	97,700株
2	八木　隆二（やぎ　りゅうじ） （昭和44年11月28日生）	平成22年３月　株式会社フィスコ入社 平成23年10月　イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役（現任） 平成25年２月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役（現任） 平成25年３月　株式会社フィスコ取締役アドバイザリー事業部長（現任） 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役（現任） 平成26年８月　株式会社ジェネラルソリューションズ（株式会社フィスコＩＲ）取締役（現任） 平成26年12月　株式会社シヤンテイ取締役（現任）	0株
3	山口　健治（やまぐち　けんじ） （昭和45年11月19日生）	平成15年２月　株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・インベストメント）入社 平成15年９月　同社 取締役 平成22年２月　株式会社シークエッジ・パートナーズ取締役（現任） 平成23年７月　ＳＥＱＵＥＤＧＥ ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ ＬＩＭＩＴＥＤ ＤＩＲＥＣＴＯＲ 平成26年３月　株式会社シークエッジ・インベストメント代表取締役（現任） 平成26年４月　株式会社シークエッジ・チャイナ代表取締役（現任）	0株
4	俵　健太郎（たわら　けんたろう） （昭和41年１月28日生）	昭和63年４月　株式会社日本債権信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）入行 平成13年２月　大和証券ＳＭＢＣ（現 大和証券株式会社）入社 平成14年11月　株式会社ナイツブリッジ・ファイナンシャル代表取締役 平成16年12月　株式会社アルテディア代表取締役 平成21年12月　株式会社フェーズ・トゥー代表取締役（現任） 平成24年３月　株式会社フィスコ・キャピタル取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	石原直樹（いしはらなおき） （昭和49年９月９日生）	平成17年２月　株式会社ケア・アソシエイツ（現 株式会社アルテディア）入社 平成21年４月　アルテディア・レジデンス代表取締役 平成21年７月　株式会社アルテディア　ケアビジネス事業本部長 平成21年８月　株式会社健康倶楽部代表取締役 平成24年４月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）顧問 平成24年５月　同社 経営企画部部長 同社 代表取締役副社長（現任） 平成24年８月　株式会社フィスコ・キャピタル代表取締役社長（現任） 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）代表取締役社長（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ代表取締役（現任） 平成27年４月　株式会社ネクス代表取締役社長（現任）	0株
6	齊藤洋介（さいとうようすけ） （昭和49年１月１日生）	平成17年７月　株式会社ケア・アソシエイツ（現 株式会社アルテディア） 株式会社ケア・アセット・マネジメント代表取締役 平成19年10月　株式会社アルテディア経営管理本部著 平成25年10月　株式会社ネクス（現株式会社ネクスグループ）入社 同社 経営企画部財務・経理チームリーダー 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ　取締役（現任） 平成26年１月　株式会社フィスコ・キャピタル　取締役（現任） 平成26年２月　株式会社ネクス（現株式会社ネクスグループ）取締役　経営企画部部長 平成26年４月　株式会社ネクスグループ　取締役管理本部本部長（現任） 株式会社ネクス　取締役管理本部本部長（現任）	0株
7	川﨑光雄（かわさきみつお） （昭和47年５月28日生）	平成８年４月　株式会社アットホーム入社 平成12年９月　大上会計事務所入所 平成13年９月　ＮＢＣコンサルタンツ株式会社入社 平成15年８月　株式会社船井総合研究所入社 平成23年１月　株式会社カテナシア設立同社代表取締役（現任）	0株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。
(1) 川﨑光雄氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。同氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
(2) 社外取締役候補者の選任理由
川﨑光雄氏は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
(3) 当会社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、本議案を原案通り承認いただきますと、社外取締役候補者川崎光雄氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、３００万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
3. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第７号議案　監査役２名選任の件

監査役岡田俊夫氏および、監査役福地誠司氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。また本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	古賀　勝（こが　まさる） (昭和40年10月15日生)	平成18年２月　株式会社シークエッジ（現シークエッジ・インベスメント）入社 平成21年７月　株式会社シークエッジファイナンス入社 平成23年12月　株式会社フィスコ・キャピタル入社（現任） 平成24年３月　同社 取締役	0株
2	杉本眞一（すぎもと　しんいち） (昭和42年１月13日生)	平成２年４月　株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 平成８年11月　富士科学工業株式会社入社 平成12年１月　アーサー・Ｄ・リトル（ジャパン）株式会社入社 平成12年４月　モニター・カンパニー・インク入社 平成15年10月　プロフェット・インターナショナル・インク入社 平成19年５月　ボナファイデコンサルティング株式会社設立　代表取締役(現任)	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 選任にあたっては監査役会の同意を得ております。杉本眞一氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3.杉本眞一氏を社外監査役候補者として選任する理由は、同氏の多数の企業に対するコンサルティングに裏打ちされた企業経営の専門的かつ客観的な視点が、当社の監査業務においてその職務を遂行して頂くに相応しいものと判断したためであります。
4.本議案を原案どおり承認いただきますと、当社と杉本眞一氏との間で会社法第427条第１項及び、当社定款第39条第２項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円と会社法第425条第１項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い額とします。

第８号議案　会計監査人選任の件

当社は、平成26年11月21日付「公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社の会計監査人でありました、清和監査法人との監査及び四半期レビュー契約を、合意により平成26年11月21日付で終了し、これに伴い当社は、会社法第346条第４項及び第６項の規定に基づき、同日開催の当社監査役会において一時会計監査人として赤坂・海生公認会計士共同事務所*（赤坂　満秋、海生　裕明）を選任し、現在に至っております。

当社といたしましては、監査品質、独立性、監査の継続性を勘案し、当社の業務に精通している赤坂・海生公認会計士共同事務所*（赤坂　満秋、海生　裕明）を会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の決定を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	赤坂・海生公認会計士共同事務所
事務所の所在地	東京都千代田区平河町２-８-10
公認会計士の氏名	赤坂　満秋、海生　裕明
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております

(注)1.　* 平成27年３月23日付で、公認会計士赤坂事務所と公認会計士海生裕明事務所は共同で事務所を設立し、赤坂・海生公認会計士共同事務所に名称を変更しております。

2.　当社と会計監査人候補者である赤坂・海生公認会計士共同事務所*（赤坂　満秋、海生　裕明）は会社法第427条第1項の契約を締結予定であり、当該契約の内容の概要は次のとおりです。
会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10,000,000円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区東品川四丁目12番８号
品川シーサイドイーストタワー 12階
本社　ＳＪホール
電話（03）5769-8200



交通のご案内
りんかい線「品川シーサイド」駅直結（最寄出口C）
京浜急行線「青物横丁」駅徒歩10分

UD FONT